

鳥取県震災対策アクションプラン

平成22年12月 策定
【平成31年3月 改定】

鳥 取 県

目 次

I	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	改定の趣旨	1
3	地域防災計画との関係	1
II	大規模地震による被害の想定	2
1	想定地震	2
2	想定される被害の概要	2
III	震災対策アクションプランの基本的事項	6
1	対象地震	6
2	対象期間	6
3	減災目標	6
4	位置付ける対策	6
5	定期的な見直し	7
IV	減災効果	8
V	減災目標を達成するための対策	10
	重点施策	11
	一般施策	21
VI	自助・共助・公助の施策体系	30
VII	震災関連死をなくすための施策	34

I はじめに

1 策定の趣旨

国の中央防災会議では、特に切迫感があると考えられる大規模地震の発生に備えた対策を進めるために、平成17年3月「東海地震」、「東南海・南海地震」、平成18年4月「首都直下地震」、平成20年12月「日本海溝・千島海溝周辺の高溝型地震」を対象として、被害軽減量を「減災目標」として定めた地震防災戦略を策定するとともに、地方公共団体に対しても「地域目標」を定め、地方公共団体版の地震防災戦略を策定するよう要請している。

また、平成18年3月には、地震防災対策特別措置法が改正され、都道府県防災会議は、想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を地域防災計画に定めるよう努めることとされている。

これらを受けて、平成22年12月、鳥取県震災対策アクションプランを策定し、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図ってきた。

2 改定の趣旨

アクションプランの策定後、平成23年3月に東日本大震災、平成28年4月に熊本地震、同年10月には鳥取県においても鳥取県中部地震が発生した。また、平成30年6月に大阪府北部地震、同年9月に北海道胆振東部地震が発生するなど、各地で大規模地震が発生している。

また、平成23年に津波防災地域づくりに関する法律が制定され、県による津波浸水想定区域の設定がなされ（本県では同法制定に先立ち東日本大震災を契機として平成23年に津波被害想定を策定）、市町村による津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の策定に取り組むこととされた。

アクションプランの策定後の新たな知見を元を実施した地震・津波被害想定調査（平成30年12月完了）の結果やアクションプランの策定後に発生した熊本地震や鳥取県中部地震、大阪府北部地震の教訓等を踏まえ、見直しを行う。

3 地域防災計画との関係

鳥取県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震も含む災害に対する事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めた計画である。本プランにおける「減災目標」や、その目標を達成するための対策については、先述のとおり、地震防災対策特別措置法では地域防災計画に定めることとされている事項である。

従って、今後、本プランの内容は、そのまま地域防災計画に反映することとし、本プランに基づき、速やかに同計画を改正するものとする。

Ⅱ 大規模地震による被害の想定

1 想定地震

本プランの対象地震として、県内で発生蓋然性が高い、次の4つの地震を想定する。

(1) 鹿野・吉岡断層による地震

昭和18年に発生した鳥取地震の震源断層による、マグニチュード7.4の地震を想定する。

鳥取市の広い範囲で震度6強が分布し、中央から東側の一部で震度7となっている。

(2) 倉吉南方の推定断層による地震

県中部の活断層系による地震を想定したマグニチュード7.3の地震である。

倉吉市、湯梨浜町、三朝町を中心に震度6強が分布し、一部で震度7となっている。北栄町、琴浦町の一部で震度6強となる地域が点在する。

(3) 鳥取県西部地震断層による地震

平成12年に発生した鳥取県西部地震の再来を想定したマグニチュード7.3の地震である。

南部町の広い地域で震度6強が分布し、米子市、日野町、伯耆町、江府町にも震度6強が分布する。南部町、米子市の一部で震度7となる地域が点在する。

(4) F55断層による地震

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成26年）で評価された鳥取県沖のF55断層による、マグニチュード8.1の地震である。

境港市、米子市、倉吉市、大山町、琴浦町、北栄町の海岸付近に一部震度6強が分布する。

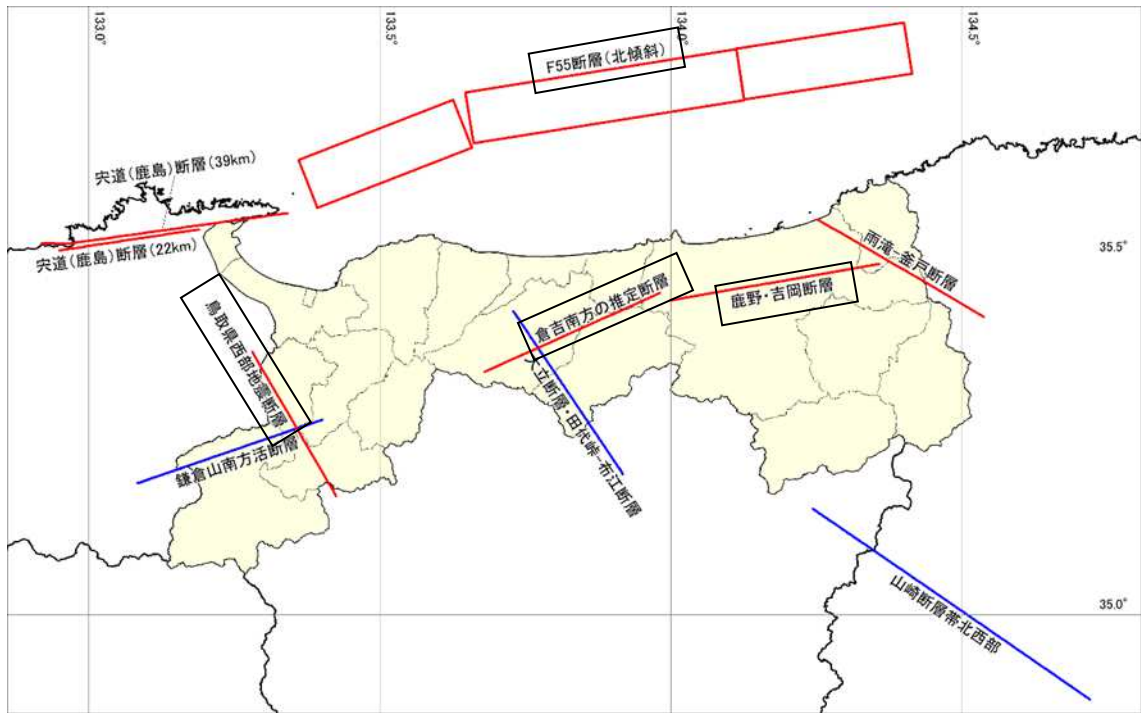
2 想定される被害の概要

4～5ページに地震被害想定結果を一覧にして示す。

3つの想定地震の中では、鹿野・吉岡断層による地震の被害が大きく、冬深夜に地震が発生した場合には、建物倒壊や火災による死者数が約790人に達する大災害となることが予想される。

なお、被害想定結果は、平成26年度から30年度までに実施した鳥取県地震津波被害想定調査を基本としている。

本調査は、地震動による被害を予想したものであり、地震発生時に風水害等の複合災害が発生した場合まで想定するものではない。



想定地震の震源断層位置

注) 名称を囲んでいるものが検討対象

地震被害想定結果の一覧表

被害想定項目		被害単位	季節・時間	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震	F55断層による地震(津波:大すべり左側)	
地震動	急傾斜地崩壊	Aランク(危険度高い)の箇所数		458	422	652	216	
建物被害	揺れ	全壊棟数(棟)	冬深夜	約7,700	約4,000	約980	約500	
			夏12時	約6,000	約3,000	約750	約390	
			冬18時	約7,700	約4,000	約980	約500	
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約12,000	夏12時	約6,200	約3,800	約3,800
			冬18時					
			冬深夜					
	液状化	全壊棟数(棟)	冬深夜	約1,700	約1,100	約4,200	約5,100	
			夏12時					
			冬18時					
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約7,500	約4,300	約14,000	約18,000	
			夏12時					
			冬18時					
	急傾斜地崩壊	全壊棟数(棟)	冬深夜	約310	約250	約190	約150	
			夏12時	約320	約250	約190	約160	
			冬18時	約310	約250	約190	約150	
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約670	約530	約410	約330	
			夏12時					
			冬18時					
	津波	全壊棟数(棟)	冬深夜				約10	
			夏12時					
			冬18時					
半壊棟数(棟)		冬深夜					約450	
		夏12時						
		冬18時						
火災	焼失棟数(棟)	冬深夜	約5,500	約1,000	-	-		
		夏12時	約6,400	約1,200	*	-		
		冬18時	約7,200	約1,200	約4,400	約10		
合計	全壊・焼失棟数(棟)	冬深夜	約15,000	約6,300	約5,400	約5,700		
		夏12時	約14,000	約5,500	約5,200	約5,600		
		冬18時	約17,000	約6,400	約9,800	約5,700		
	半壊棟数(棟)	冬深夜	約20,000	約11,000	約18,000	約23,000		
		夏12時						
		冬18時						
交通被害	道路橋梁	大規模損傷(箇所)		0	0	0	0	
		中規模損傷(箇所)		11	0	0	1	
		小規模損傷(箇所)		46	20	35	48	
ライフライン被害	上水道	断水率(被災直後)(%)	冬深夜	36.4	18.2	37.3	71.4	
			夏12時	36.4	18.2	37.3	71.4	
			冬18時	36.5	18.2	37.5	71.4	
	下水道	機能支障率(被災直後)(%)	冬深夜	7.5	2.8	3.4	4.2	
			夏12時	7.7	2.7	3.4	4.2	
			冬18時	8.3	2.9	5.6	4.2	
	都市ガス	供給停止率(%)	冬深夜	4.5	0	28.1	0	
			夏12時	4.8	0	28.1	0	
			冬18時	4.8	0	26.4	0	
	LPガス	供給停止率(%)	冬深夜	1.4	1.1	1.1	0.5	
			夏12時	1.5	1.2	1.1	0.5	
			冬18時	1.4	1.1	1.1	0.5	
	電力	停電率(被災直後)(%)	冬深夜	3.1	0.8	0.1	0.1	
			夏12時	3.2	0.8	0.1	0.1	
			冬18時	3.8	0.9	2.6	0.1	
	通信	不通回線率(被災直後)(%)	冬深夜	5.9	1.5	0.1	0.1	
			夏12時	6.2	1.4	0.1	0.1	
			冬18時	7.3	1.6	4.2	0.1	

* : 数人 - : 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

被害想定項目		被害単位	季節・時間	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震	F55断層による地震(津波:大すべり左側)
人的被害	建物倒壊	死者数(うち屋内収容物移動・転倒他)(人)	冬深夜	約530 (約30)	約280 (約10)	約70 (約10)	約40 (約10)
			夏12時	約210 (約20)	約100 (約10)	約30 (*)	約10 (*)
			冬18時	約400 (約20)	約210 (約10)	約50 (*)	約30 (*)
		負傷者数(うち屋内収容物移動・転倒他)(人)	冬深夜	約3,200 (約610)	約1,600 (約300)	約790 (約190)	約690 (約270)
			夏12時	約1,900 (約430)	約1,000 (約220)	約440 (約140)	約440 (約210)
			冬18時	約2,300 (約460)	約1,200 (約220)	約550 (約140)	約500 (約200)
	急傾斜地崩壊	死者数(人)	冬深夜	約30	約20	約20	約10
			夏12時	約10	約10	約10	約10
			冬18時	約20	約20	約10	約10
		負傷者数(人)	冬深夜	約40	約30	約20	約20
			夏12時	約20	約10	約10	約10
			冬18時	約30	約20	約20	約10
	津波	死者数(人)	冬深夜				約10
			夏12時				約50
			冬18時				約40
		負傷者数(人)	冬深夜				約180
			夏12時				約260
			冬18時				約220
	火災	死者数(人)	冬深夜	約230	約50	-	-
			夏12時	約100	約20	*	-
			冬18時	約200	約40	約140	*
		負傷者数(人)	冬深夜	約220	約50	-	-
			夏12時	約100	約20	*	-
			冬18時	約200	約40	約130	*
ブロック塀他	死者数(人)	冬深夜	*	*	*	*	
		夏12時	*	*	*	*	
		冬18時	*	*	*	*	
	負傷者数(人)	冬深夜	*	*	*	*	
		夏12時	*	*	約10	*	
		冬18時	約20	約10	約20	約10	
合計	死者数(人)	冬深夜	約790	約350	約90	約60	
		夏12時	約330	約130	約30	約70	
		冬18時	約630	約260	約200	約70	
	負傷者数(人)	冬深夜	約3,500	約1,600	約810	約890	
		夏12時	約2,000	約1,100	約450	約710	
		冬18時	約2,500	約1,200	約710	約750	
生活支障等	避難者	避難者数(被災1日後)(人)	冬深夜	約36,000	約14,000	約17,000	約19,000
			夏12時	約34,000	約13,000	約16,000	約19,000
			冬18時	約40,000	約14,000	約28,000	約19,000
		避難者数(被災1週間後)(人)	冬深夜	約54,000	約22,000	約25,000	約27,000
			夏12時	約53,000	約21,000	約24,000	約27,000
			冬18時	約57,000	約22,000	約35,000	約27,000
		避難者数(被災1か月後)(人)	冬深夜	約52,000	約20,000	約20,000	約22,000
			夏12時	約50,000	約19,000	約20,000	約22,000
			冬18時	約55,000	約20,000	約31,000	約22,000
	要配慮者避難者	避難者数(被災1週間後)(人)	冬18時	約4,700	約1,300	約2,000	約1,800
	車中泊避難者	避難者数(被災1週間後)(人)	冬18時	約11,000	約4,300	約6,700	約5,200
	医療機能	医療対応不足数(入院)(人)		-約590	-約150	-約40	-約170
		医療対応不足数(外来)(人)		約740	約2,000	約2,200	約1,800
	災害廃棄物	発生量(万トン)	冬深夜	約130	約50	約40	約60~70
			夏12時	約120	約50	約40	約60~70
			冬18時	約140	約50	約70	約60~70
	直接被害額	(億円)		12,751	5,991	9,346	11,496
	間接被害額(交通ネットワーク被災による)	発災後1日まで(億円)	冬18時		0.49	0.03	0.09
発災後1か月まで(億円)				14.70	0.90	2.70	2.70

* : 数棟 - : 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

Ⅲ 震災対策アクションプランの基本的事項

1 対象地震

地震被害想定調査を実施した4つの地震を対象とし、いずれの地震においても達成を目指す「減災目標」を設定する。

なお、減災目標に係る地震の発生時刻は、想定の中では最も被害が大きくなる時間帯*とする。

2 対象期間

平成31年度から平成40年度までの10か年を対象期間とする。

3 減災目標

減災目標は、次のように設定する。

計画期間内に、県内で想定される大規模地震災害による死者数を80%以上、直接被害額を40%以上減少させる。

注) 以下では、上記の「80%」や「40%」のような、地震による被害が様々な対策を実施することで減少すると予想される割合(%)のことを減災率と呼ぶ。

4 位置付ける対策

(1) 対策の選定

地震被害想定調査で想定された被害の発生原因を抽出し、減災効果が高い対策を選定の上、県、市町村、県民等が連携して、重点的に取り組むものとする。

具体的には、多くの死者が想定される建物被害や火災被害への対策に重点的に取り組む。

また、震災関連死については、具体的な被害者数を想定することは困難であるが、大規模地震の場合、避難所等の不十分な生活環境により心身の健康が損なわれて死亡に至ることや、家族や仕事を失う等の大きな精神的ストレスから悲観的になり自殺する等、一定の死者が出ることが考えられる。

そこで、避難者への支援等、震災関連死をなくすために有効であると考えられる取組についても実施する。

(参考) 被害地震における死者数と震災関連死者数

被害地震	死者数	震災関連死者数	関連死の割合	直接死1に対する関連死の倍数	備考 (出典等)
	(人)	(人)			
阪神・淡路大震災 (H7/1/17発生)	6,402	919	14.4%	0.2倍	H17.3:兵庫県(阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について)H17.12公表 (兵庫県内分:自殺含まず)
新潟県中越地震 (H16/10/23発生)	68	52	76.5%	3.3倍	H21.10:消防庁確定報
東日本大震災 (H23/3/11発生)	19,667	3,676	18.7%	0.2倍	死者:H30.9消防庁158報(行方不明含まず) 関連死:H30.3復興庁H30.6公表
(東日本大震災参考)	5,359	3,676	68.6%	2.2倍	溺死14,308人(H24警察白書)を差引
熊本地震 (H28/4/14,16発生)	272	222	81.6%	4.4倍	H30.10:消防庁120報
参考: 新潟県中越沖地震 (H19/7/16発生)	11	4	36.4%	0.6倍	H25.4:新潟県284報最終報 遺族からの申請20件、16件審査会により却下 (日本グループホーム学会2008.3)
参考: 北海道胆振東部地震 (H30/9/6発生)	42	1	2.4%	0.0倍	H30.10:内閣府資料(H30.10.29現在)+1名 関連死1名:H31.1.16札幌市公表

(2) 数値目標の設定

「減災目標」の達成に向けて着実な推進が図られるよう、本プランに位置付ける対策には、可能な限り数値目標を設定するとともに、その目標が達成されたときの減災効果を試算している。

また、減災効果の試算が困難な対策であっても、可能であれば、対策の進捗状況を測るための指標として数値目標を設定した。

相当の減災効果が見込まれるものの、数値目標を設定することも困難な対策については、定性的な目標を設定して推進を図ることとした。

5 定期的な見直し

本プランについては、毎年度進捗を調査し、対象期間の概ね中間年には目標達成状況等を総合的に点検し、必要な見直しを行う。

*：人的被害の対象時間帯は、

冬深夜：鹿野・吉岡断層による地震、倉吉南方の推定断層による地震

冬18時：鳥取県西部地震断層による地震、F55断層による地震

であり、経済被害（直接被害額）は、全て冬18時である。

IV 減災効果

Vに掲げる各対策が実施された場合の減災効果は、次のとおりである。

なお、減災効果は、被害が最も大きくなる時間帯*に発生した場合における被害についてのものである。

■ 人的被害の減災効果

死者発生の原因 (被害項目)	現状での死者数 (人)				施策実施後の死者数 (人)				減災率(%)				施策 ※「V 減災目標を達成するための対策」を参照のこと
	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	
建物被害	498	261	48	22	158	74	13	4	68	72	73	82	9 住宅の耐震化 10 特定建築物の耐震化
火災	226	50	137	1	0	15	0	0	100	70	100	100	1 建物の耐火性能の向上、防火対策 4 貯水施設の整備 9 住宅の耐震化 29 住民の初期消火対策 30 自主防災組織の充実強化 36 消防団の充実強化
斜面崩壊	32	25	13	10	24	19	9	8	25	24	31	20	7 土砂災害防止対策 8 治山対策
ブロック塀 等の倒壊	1	1	1	1	0	0	0	0	100	100	100	100	22 ブロック塀の倒壊防止 24 建物からの落下物の発生防止
屋内収容物 転倒	33	14	4	5	29	12	3	4	12	14	25	20	23 家具転倒防止
津波	-	-	-	35	-	-	-	0	-	-	-	100	26 住民の的確な避難行動(津波)
合計	789	350	202	72	211	119	25	16	73	66	87	78	

注1) 地震名は以下のように略している。

- ・鹿野吉岡：鹿野・吉岡断層による地震
- ・倉吉南方：倉吉南方の推定断層による地震
- ・県西部：鳥取県西部地震断層による地震
- ・F55：F55断層による地震（海域断層）

注2) 減災率(%)=(現状での死者数-施策実施後の死者数) / 現状での死者数×100

注3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

*：人的被害の減災効果の対象時間帯は、

冬深夜：鹿野・吉岡断層による地震、倉吉南方の推定断層による地震

冬18時：鳥取県西部地震断層による地震、F55断層による地震

であり、経済被害（直接被害額）の減災効果は、全て冬18時である。

■ 経済被害（直接被害額）の減災効果

被害額算出対象	現状での被害額 (億円)				施策実施後の被害額 (億円)				減災率(%)				施 策
	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	
建物	8,196	3,423	5,570	5,245	3,677	2,032	3,713	4,704	55	41	33	10	※「V 減災目標を達成するための対策」を参照のこと 1 建物の耐火性能の向上、防火対策 4 貯水施設の整備 9 住宅の耐震化 10 特定建築物の耐震化 29 住民の初期消火対策 30 自主防災組織の充実強化 36 消防団の充実強化
家財	815	254	558	206	241	138	179	197	70	46	68	5	
償却資産	624	200	490	444	256	130	318	397	59	35	35	11	
在庫資産	291	87	226	209	119	57	149	187	59	35	34	11	
合計	9,926	3,965	6,844	6,104	4,293	2,358	4,359	5,484	57	41	36	10	

注1) 地震名は前出に同じ。

注2) 被害額算出対象は以下のとおり。

- ・建物：住宅、事業所等建物（非住宅）
- ・家財：住宅内にある家財
- ・償却資産：事業所等の建物にある事業の用に供することができる資産（土地・家屋は除く。機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品など）
- ・在庫資産：事業所等の建物にある商品や製品、原材料など販売前の流動資産

注3) 減災率(%) = (現状での被害額 - 施策実施後の被害額) / 現状での被害額 × 100

■ 経済被害（交通ネットワーク被災による間接被害額）の減災効果

間接被害算出の対象期間 (発災後)	現状での被害額 (百万円)				施策実施後の被害額 (百万円)				減災率(%)				施 策
	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	
1日	49	3	9	9	26	3	9	7	48	14	0	22	14 緊急輸送道路の整備
1ヶ月	1,473	92	278	263	773	79	278	204	48	14	0	22	

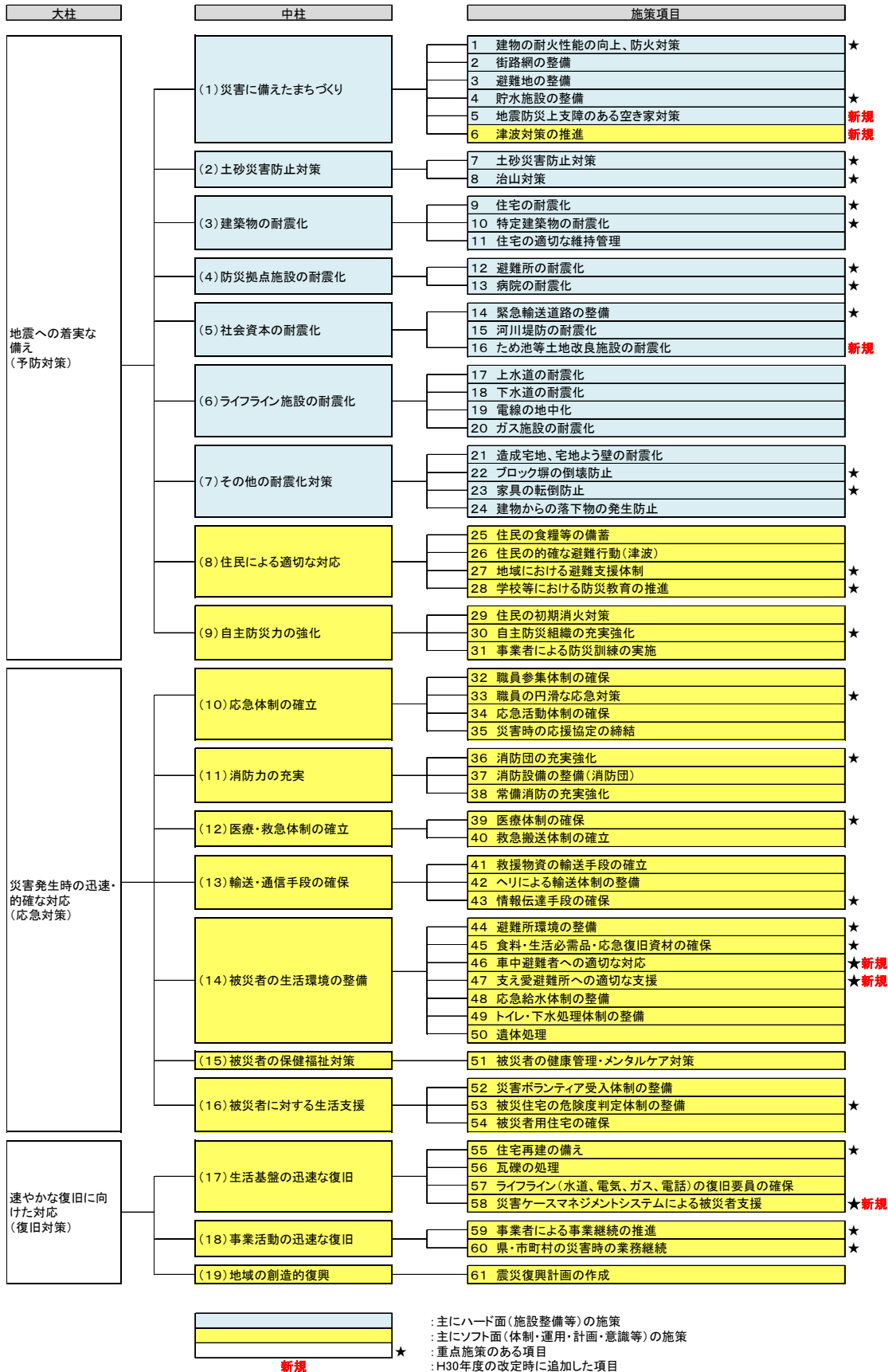
注1) 地震名は前出に同じ。

注2) 交通ネットワーク被災として、緊急輸送道路上の橋梁を対象に検討を行った。橋梁被害によって道路の途絶（通行止め）が生じた場合、道路利用者は目的地への到達のため途絶した道路を迂回するルートを行く。この迂回により道路利用者が被る所要時間の増加を金額に換算したものを「交通ネットワーク被災による間接被害額」とした。発災後の道路（橋梁）復旧工事が長くなるほど、間接被害額は増大することになる。

注3) 減災率(%)は前出に同じ。

V 減災目標を達成するための対策

鳥取県震災対策アクションプランの実施体系は、下図のとおりである。



以下では、まず、定量的又は定性的に減災効果が大きいと思われることから、特に重点的に推進する必要がある「重点施策」について、施策項目ごとに、その内容や指標、(数値)目標等を整理し、次いで、その他の「一般施策」について同様の整理をした。現況は、特に記載のないものを除き、平成29年度末の数値である。

重点施策

1 地震への着実な備え（予防対策）

(1) 災害に備えたまちづくり

施策項目1 建物の耐火性能の向上、防火対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレーカーを設置する。 ・感震ブレーカーの普及に向けた広報を実施する。 	危機管理局(危機管理政策課)	県、県民、事業者
◆指標：感震ブレーカーの設置率（延焼想定区域） [現況] 17.0% [目標] 50%		

施策項目4 貯水施設の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・延焼が想定される住宅密集市街地に耐震性貯水槽を計画的に増設する。 ・各市町村において、地域の状況等を勘案しながら、水利の更新又は増設を計画的に行う。 	危機管理局(危機管理政策課)	市町村
◆指標：耐震性貯水槽数 [現況] 351箇所 [目標] 400箇所		

(2) 土砂災害防止対策

施策項目7 土砂災害防止対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所毎の緊急度を評価し、事業化の優先順位により、計画的に対策工事を実施する。 ・景観に配慮する必要がある箇所については、鳥取県公共事業景観形成指針に基づき工事を実施する。 	県土整備部(治山砂防課)	県
◆指標：急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事概成率 [現況] 危険箇所数(全体) 1,352箇所 整備数306箇所(整備率22.6%) [目標] 整備数339箇所(整備率25.0%)		

施策項目8 治山対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・山腹崩壊危険箇所毎の緊急度を評価し、事業化の優先順位により、計画的に対策工事を実施する。	県土整備部 (治山砂防課)	県
◆指標：山腹崩壊危険地区の対策工事概成率 [現況] 地区数（全体）1,911箇所 整備数490箇所（整備率25.6%） [目標] 地区数（全体）1,911箇所 整備数574箇所（整備率30.0%）		

(3) 建築物の耐震化

施策項目9 住宅の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・平成19年3月に策定した「鳥取県耐震改修促進計画」に沿って、住宅の耐震改修を推進する。 (主な取組) 1.住宅の耐震改修等に対する助成 2.耐震化無料相談会等を実施する団体に対する助成 3.モデル的な住宅耐震化地域学習会の開催 ・耐震診断に際しては、一般診断法のほか、常時微動測定による診断も活用する	生活環境部 (住まいまちづくり課)	県、市町村、 県民、事業者
◆指標：住宅の耐震化率 [現況] 78.2%（平成27年度） [目標] 89%（平成32年度）		

施策項目10 特定建築物の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・平成19年3月に策定した「鳥取県耐震改修促進計画」に沿って、特定建築物の耐震改修を推進する。 (主な取組) 1.特定建築物の耐震改修等に対する助成 2.所有者等を対象とする耐震化促進の普及啓発活動の推進	生活環境部 (住まいまちづくり課)	県、市町村、 事業者
◆指標：特定建築物の耐震化率 [現況] 79%（平成27年度） [目標] 90%（平成32年度）		

(4) 防災拠点施設の耐震化

施策項目12 避難所の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・避難所等として使用する施設について、耐震化率100%を維持するとともに、特定天井等の非構造部材についても耐震性を確保する。	施設所管部局	県、市町村
<p>◆指標：公共施設及び学校の耐震化率 [現況] 100% [目標] 100%の維持</p> <p>◆指標：公共施設及び学校の特定天井耐震化率 [現況] 98.9%（平成30年4月1日現在） [目標] 100%</p> <p>◆指標：公共施設及び学校のその他の非構造部材耐震化率 [現況] 32.5%（平成30年4月1日現在） [目標] 100%</p>		

施策項目13 病院の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・病院の耐震化を進める。 (主な取組) 耐震改修の補助	福祉保健部 (医療政策課)	県、市町村、 事業者(医療機関)
<p>◆指標：病院の耐震化率 [現況] 77% (34/44病院) [目標] 100% (44/44病院)</p>		

(5) 社会資本の耐震化

施策項目14 緊急輸送道路の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・橋梁の耐震改修等、緊急輸送道路として機能させるための整備を計画的に推進する。	県土整備部 (道路企画課)	国、県
<p>◆指標：緊急輸送道路の橋梁の耐震化率 [現況] 県：99.2%（改修済119/120） 国：100% [目標] 県：100%（改修済120/120） 国：100%</p>		

(7) その他の耐震化対策

施策項目22 ブロック塀の倒壊防止

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・危険ブロック塀の撤去・耐震改修を推進する。</p> <p>(主な取組)</p> <p>住宅・建築物の耐震改修助成と併せた、ブロック塀の耐震改修助成</p> <p>不特定の者が通行する道路沿いの危険なブロック塀の撤去・改修に対する助成</p> <p>市町村に対し、耐震改修促進計画への避難路の記載及び避難路沿道のブロック塀の耐震診断の所有者への義務付を促す。</p>	生活環境部 (住まいまちづくり課)	県、市町村、 県民、事業者
<p>◆指標：通学路、県道沿いの危険なブロック塀の撤去</p> <p>[現況] 県道沿いの危険なブロック塀70カ所、 小中学校通学路沿いの危険なブロック塀 平成30年度末調査完了</p> <p>[目標] 所有者への指導、補助制度の説明を通じ危険なブロック塀の撤去改修を進める。</p>		

施策項目23 家具の転倒防止

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・住宅等の家具を固定し、地震時の転倒を防止する。</p> <p>(主な取組)</p> <p>1. 県や市町村の広報誌、説明会等による啓発</p> <p>2. ボランティア団体の家具固定の普及活動</p>	危機管理局(危機管理政策課)	県民
<p>◆指標：家具等の転倒防止対策実施率</p> <p>[現況] 34.8%</p> <p>[目標] 70%</p>		

(8) 住民による適切な対応

施策項目27 地域における避難支援体制

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・防災、県土整備、福祉関係機関の連携を強化し、地域における支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成など、地域性や市町村の実情に応じた避難支援体制の整備を推進するとともに、避難訓練等を行う。</p> <p>(主な取組)</p> <p>土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域等の要支援者の避難支援体制の整備として、支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成などの取り組みの推進</p>	危機管理局(危機管理政策課)	市町村

施策項目28 学校等における防災教育の推進

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> 各学校、保育所で避難訓練(地震)を実施する。 各学校、保育所における防災教育の充実を図る。 (主な取組) <ol style="list-style-type: none"> 学校における防災教育研修会等の開催 外部講師等の活用支援 	地域振興部(教育・学術振興課) 福祉保健部(子育て応援課) 教育委員会(体育保健課)	県、市町村、事業者(私立学校等の設置者)
◆指標：避難訓練（地震）実施率 [現況] 小学校99%、中学校98.5%、高校96%、特別支援学校100% 幼稚園100%、保育所100% [目標] 全ての学校、保育所で100%実施		

(9) 自主防災力の強化

施策項目30 自主防災組織の充実強化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の設置を推進し、活動を充実する。 地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成、リーダー人材のスキルアップを進める。 (主な取組) <ol style="list-style-type: none"> 組織率の低い市町村を重点とした働きかけ 組織の中心となるリーダー養成の取組 防災士養成研修、地域防災リーダースキルアップ研修等人材養成を進める。 <ul style="list-style-type: none"> 火災予防運動月間、総合防災訓練等の機会を捉え、地域における自主的な防災訓練を推進する。 自主防災組織の活動に必要な資機材を計画的に整備する。 (主な取組) 資機材の交付・整備費を助成	危機管理局(消防防災課)	県、市町村、県民
◆指標：自主防災組織組織率 [現況] 85.8% (平成30年4月1日現在) [目標] 100% ◆指標：自主防災訓練実施数 [現況] 不明 [目標] すべての自主防災組織で年1回以上の訓練を行う。 ◆指標：防災士養成数 [現況] 723人 [目標] 1,100人 (平成33年度末(集中養成期間5か年の最終年度))		

2 災害発生時の迅速・的確な対応（応急対策）

(10) 応急体制の確立

施策項目33 職員の円滑な応急対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・行政における職員防災行動マニュアルの作成を促進する。 （主な取組） 市町村への技術的な支援	危機管理局（危機管理政策課）	県、市町村
◆指標：職員防災行動マニュアルの作成状況 [現況] 県：策定済、市町村：14市町村策定済 [目標] 県、全市町村策定		

(11) 消防力の充実

施策項目36 消防団の充実強化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・消防団員が活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保と活動の充実を図る。 （主な取組） 1.女性団員の確保 2.協力事業所の確保 3.消防団活動への助成	危機管理局（消防防災課）	市町村
◆指標：消防団員数 [現況] 4,902人（平成30年4月1日現在） [目標] 5,076人 ◆指標：女性消防団員数 [現況] 170人（平成30年4月1日現在） [目標] 250人		

(12) 医療・救急体制の確立

施策項目39 医療体制の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害時医療に必要な医師、看護師を確保し、DMAT（災害派遣医療チーム）を増設する。 （主な取組） DMAT研修会の開催及び参加促進	福祉保健部（医療政策課）	県、市町村、事業者（医療機関）
◆指標：医師数・看護師数 [現況] 医師数1,154人、看護師数5,812人、DMATチーム数17 [目標] 医師数、看護職員数 医師確保計画（平成31年度策定予定）及び看護師需給見通し（平成30年度策定）による、DMATチーム数17		

(13) 輸送・通信手段の確保

施策項目43 情報伝達手段の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・孤立予想集落（特に携帯電話不感地域）との連絡通信体制を整備する。</p> <p>（主な取組） 孤立予想集落への衛星携帯電話の設置経費助成</p>	危機管理局（危機管理政策課）	市町村
<p>◆指標：衛星携帯電話配備地区数</p> <p>[現況] 1地区（孤立予想集落かつ携帯不感地域）</p> <p>[目標] 1地区に設置</p>		

(14) 被災者の生活環境の整備

施策項目44 避難所環境の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・災害時に避難所を迅速、円滑に要配慮者など多様な人に配慮して開設、運営できるようマニュアルを作成し、訓練、研修等によって住民による避難所開設、運営の体制づくりを推進する。</p> <p>・新たな品目の備蓄、既存備蓄品の見直しなどによる備蓄の改善に努める。</p> <p>・指定避難所及び福祉避難所において、要配慮者の避難所生活で必要となる資機材を整備する。</p> <p>（主な取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村マニュアルの作成基準を提示し、その作成の働きかけ 2. 新たな被害想定による避難者数に対応した指定避難所の確保 3. 避難所開設、運営の訓練、研修の実施 4. 食べ易い食料や停電対策用資機材等新たな品目の備蓄、既存備蓄品目の見直しなど、備蓄品目、規格、数量等の改善に努める。 5. 指定避難所及び福祉避難所での要配慮者の避難所生活に必要な資機材整備に対する助成 	危機管理局（危機管理政策課）	県、市町村
<p>◆指標：避難所運営マニュアル策定市町村数</p> <p>[現況] 13市町村</p> <p>[目標] 全市町村</p>		

施策項目45 食料・生活必需品・応急復旧資材の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づいた食料等備蓄の継続と、災害時の物資調達に関する事業者との協定締結を推進する。 一部損壊家屋の応急復旧に対応するため県と市町村が連携してブルーシートの備蓄を行う。 	危機管理局(危機管理政策課) 生活環境部(くらしの安心推進課)	県、市町村、事業者
<p>◆指標：備蓄食料の量、食料・生活必需品の調達に関する協定企業数</p> <p>[現況] 【市町村】 保存食 46,993食、要配慮者用アルファ米がゆ等 33,577食、粉乳・ミルク 135缶、保存水 69,489リットル</p> <p>【県】 食料・調達協定：18事業者、生活関連物資調達協定：52事業者</p> <p>[目標] 備蓄計画に基づく保存食の備蓄維持</p> <p>◆指標：備蓄ブルーシートの枚数</p> <p>[現況] 【市町村】 16,000枚 【県】 5,000枚</p> <p>[目標] 備蓄計画に基づくブルーシートの備蓄維持</p>		

施策項目46 車中避難者への適切な対応

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
(取組施策) ・車中避難者の把握、車中避難を行う場所の提供、車中避難者への情報提供体制の整備 (主な取組) 1. 職員の巡回による車中避難者の把握を行うとともに、車中避難者へ適切に情報や食料が提供できるよう避難所等の周辺に車中避難を行う場所を事前に確認・確保する。 2. 保健師等の巡回によりエコノミークラス症候群の危険性や防止策の周知を行う体制の整備。	危機管理局(危機管理政策課)	市町村

施策項目47 支え愛避難所への適切な支援

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・住民が避難所として自主運営する、住民に身近な集会所や公民館などの施設を「支え愛避難所」として位置づけ、市町村は必要な支援を行うよう努める。 (主な取組) 1. 立地箇所のハザードの事前確認の推進 2. 該当施設の応急危険度判定の実施体制の推進 3. 開設状況の確認、必要に応じた物資等の支援の体制の整備 4. 支援に関する情報の提供体制の整備	危機管理局(危機管理政策課)	市町村

(16) 被災者に対する生活支援

施策項目53 被災住宅の危険度判定体制の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・応急危険度判定士の登録者を確保する。 （主な取組） 1.養成講習会等の実施 2.新たに判定士資格要件を持った方に対し、制度の広報と登録の働きかけを行う	生活環境部 (住まいまちづくり課)	県、市町村、事業者
◆指標：応急危険度判定士の数 [現況] 944名 [目標] 1,100名		

3 速やかな復旧に向けた対応（復旧対策）

(17) 生活基盤の迅速な復旧

施策項目55 住宅再建の備え

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・地震保険・共済等に参加する。 （主な取組） 広報誌等による重要性啓発	危機管理局(危機管理政策課)	県民
◆指標：地震保険加入世帯率 [現況] 46.8% [目標] 70.0%		

施策項目58 災害ケースマネジメントシステムによる被災者支援

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・被災者の早期の生活復興のために災害ケースマネジメント（被災者一人一人に寄り添い、個別の被災の影響を把握し支援計画により支援を実施）による支援を行う。 （主な取組） 災害時に県、市町村、民間支援団体や弁護士等の専門家によるチームが、個々の被災者の状況に即して支援できるよう鳥取県中部地震での取り組みを関係者間で共有し、体制づくりに取り組む。	災害時に決定	県、市町村

(18) 事業活動の迅速な復旧

施策項目59 事業者による事業継続の推進

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・各事業者が事業継続計画(BCP)を作成する。</p> <p>(主な取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.BCP策定ワークショップ、専門家派遣による策定支援の実施。 2.商工団体等と連携した普及セミナーの開催。 3.策定したBCPの実効性を高めるためのブラッシュアップ支援、継続的な改善を促進するため、策定済み企業を対象とした訓練実施方法等の研修の実施。 4.震災等への備えとして簡易的なリスク診断、震災対策防災訓練・教育等を行うアドバイザーを派遣(平成29年度から) 5.軽微な防災措置(従業員安否確認システム、バックアップサーバー)、防災設備(止水壁、蓄電池等)の購入経費に対する助成 6.設備の耐震補強、防災倉庫設置、非常用電源装置の設置等に対する助成 7.ホームページによる啓発 	商工労働部(商工政策課) 農林水産部(畜産課) 危機管理局(危機管理政策課)	事業者
<p>◆指標：事業継続計画(BCP)策定事業所数</p> <p>[現況] 105社</p> <p>[目標] 500社</p>		

施策項目60 県・市町村の災害時の業務継続

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・行政における業務継続計画の検証・改善を推進する。</p> <p>(主な取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.県計画の検証・改善 2.市町村の検証・改善への技術的支援 	総務部(人事企画課) 地域振興局(地域振興課) 危機管理局(危機管理政策課)	県、市町村
<p>◆指標：訓練、研修等の開催回数</p> <p>[現況] 年1回</p> <p>[目標] 年1回以上</p>		

一 般 施 策

1 地震への着実な備え（予防対策）

(1) 災害に備えたまちづくり

施策項目1 建物の耐火性能の向上、防火対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・住宅密集市街地において道路整備や建物の耐火性能の向上等を行い、不燃領域を拡大する。 ◆指標：設定なし	県土整備部 (技術企画課)	市町村、県民、事業者

施策項目2 街路網の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・消防車の入れない道路の拡幅等を計画的に行う。 ◆指標：設定なし	危機管理局(危機管理政策課) 県土整備部(道路企画課)	県、市町村

施策項目3 避難地の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・市街化区域及び人口集中地域内において、都市公園を優先的に整備する。 ◆指標：設定なし	生活環境部 (緑豊かな自然課)	県、市町村

施策項目5 地震防災上支障のある空き家屋対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・倒壊により避難に支障をきたす恐れのある空き家の解体等を進める。 (主な取組) 老朽化し管理不全のため倒壊により避難に支障をきたすおそれのある空き家の除却費の助成	生活環境部(住まいまちづくり課)	県、市町村

施策項目6 津波対策の推進

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・早期避難等に関して必要な対策を講じるため、津波災害警戒区域を設定する。 <p>（主な取組） 市町村と津波災害警戒区域の設定に向けた協議を進める。</p>	危機管理局（危機管理政策課） 県土整備部（河川課）	県
<p>◆指標：津波警戒区域の指定状況 [現況] なし [目標] 協議が整い次第速やかに指定を行う。</p>		

（3）建築物の耐震化

施策項目11 住宅の適切な維持管理

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の維持補修を推進する。 <p>（主な取組） 広報誌、説明会等による重要性啓発</p>	生活環境部 （住まいまちづくり課）	県民、事業者
<p>◆指標：設定なし</p>		

（5）社会資本の耐震化

施策項目15 河川堤防の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・水閘門について耐震対策を検討・実施する。 	県土整備部（河川課）	県
<p>◆指標：水閘門の耐震対策率 [現況] 水閘門：2基（未整備） [目標] 水閘門：2基の耐震対策を実施（100%）</p>		

施策項目16 ため池等土地改良施設の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>（取組施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を推進する。 ・JR等重要公共施設を横断する水路橋の改築、補強を推進する。 <p>（主な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に指定する防災重点ため池について改築、補強、ハザードマップ作成を推進する。 	農林水産部 （農地・水保全課）	県、市町村

(6) ライフライン施設の耐震化

施策項目17 上水道の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・施設の更新に併せ、順次耐震対策を実施する。	生活環境部 (水環境保全課)	市町村
◆指標：水道局の浄給水場等の耐震化率 [現況] 浄給水場：18%、基幹管渠：29%（平成28年度末） [目標] 浄給水場：36%、基幹管渠：45%		

施策項目18 下水道の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・施設の更新に併せ、順次耐震対策を実施する。	生活環境部 (水環境保全課)	県、市町村
◆指標：下水道施設の耐震化率、マンホールの耐震化率 [現況] 処理場：37%、マンホール：54% [目標] 処理場：44%、マンホール：55%		

施策項目19 電線の地中化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・電柱の道路、家屋等への倒壊を防ぐため電線の地中化を推進する。	危機管理局(危機管理政策課) 県土整備部(道路企画課)	県、事業者 (電力・通信)
◆指標：設定なし		

施策項目20 ガス施設の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・都市ガスの供給施設の耐震化を推進する。 ・LPガスについても、耐震対策を行う。	危機管理局(危機管理政策課)	事業者(ガス)
◆指標：ガス施設の耐震化率 [現況] 中圧本支管：100%（102.07km/102.07km） 低圧本支管：92.8%（477.4/514.5km） [目標] 中圧本支管：100%（102.1km/102.1km） 低圧本支管：99.0%（510.0/515.2km）		

(7) その他の耐震化対策

施策項目21 造成宅地、宅地よう壁の耐震化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・造成宅地の耐震化の推進	県土整備部 (技術企画課)	県民、事業者

施策項目24 建物からの落下物の発生防止

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物から突き出している工作物(看板等)の落下防止対策を推進する。 (主な取組) 建築基準法に基づく届出の周知・徹底等	生活環境部 (住まいまちづくり課)	県民、事業者

(8) 住民による適切な対応

施策項目25 住民の食糧等の備蓄

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所における食料・飲料水(3日分)等の備蓄率の向上を図る。 (主な取組) 広報誌等によるPR、防災訓練での呼びかけ等	危機管理局(危機管理政策課)	県民、事業者

施策項目26 住民の的確な避難行動（津波）

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・津波が想定される市町村において、津波ハザードマップの作成及び全戸配布を維持する。 	危機管理局(危機管理政策課)	市町村
◆指標：津波ハザードマップ配布市町村数 ※津波被害想定9市町村（鳥取、米子、境港、岩美、湯梨浜、北栄、琴浦、大山、日吉津） [現況] 9市町村（対象の全市町村） [目標] 現状の維持		
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・津波が想定される市町村において、防災訓練等の機会をとらえて津波避難訓練を実施する。 	危機管理局(危機管理政策課)	市町村、県民
◆指標：地域の津波避難訓練実施市町村数 ※津波被害想定9市町村（鳥取、米子、境港、岩美、湯梨浜、北栄、琴浦、大山、日吉津） [現況] 4市町村（平成29年度中の実施実績） [目標] 9市町村（対象の全市町村）		

(9) 自主防災力の強化

施策項目29 住民の初期消火対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭における消火器の設置を推進する。 ・消火器を使った初期消火訓練の推進を図る。 (主な取組) 広報誌等による初期消火の重要性啓発	危機管理局(危機管理政策課)	市町村（広域）、県民

施策項目 3 1 事業者による防災訓練の実施

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・事業所(防火対象物)における自主的な防災訓練を推進する。	危機管理局(消防防災課)	事業者
◆指標：消火・避難訓練の実施回数 [現況] 3,017回 [目標] 3,500回		

2 災害発生時の迅速・的確な対応（応急対策）

(10) 応急体制の確立

施策項目 3 2 職員参集体制の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・初動要員を迅速に参集させ、災害時に応急対策を迅速に実施できる体制を整備する。 (主な取組) 1.極力1時間以内に参集できる職員を初動職員に指定 2.初動要員として指定された職員に対する実践的な参集訓練の実施	危機管理局(危機対策・情報課) 総務部(人事企画課)	県、市町村
◆指標：1時間以内に参集可能な職員数（県） [現況] 100% ※部員、事務局職員、事務局応援職員、計105名のうち、概ね1時間以内で参集できる者の割合 [目標] 現状の維持		

施策項目 3 4 応急活動体制の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・停電時の非常用発電機、本部員用備蓄物資など災害対策本部の運営に必要な資機材等を計画的に整備する。 ・非常用発電機は72時間稼働できるよう燃料・設備を整えるとともに、地震に対応できるよう耐震化された建物に確実に固定する。 ・東中西部各圏域に、自衛隊、緊急消防援助隊等の受け入れ拠点となる広域防災拠点を設け、地上系・衛星系の通信設備を整備する。 (主な取組) 資機材、広域防災拠点等の運用訓練の実施	危機管理局(危機管理政策課)	県、市町村
◆指標：応急活動用資機材等(対策本部運営)の保有状況 [現況] 県：整備済、市町村：自家発電機18市町村、備蓄物資12市町村 [目標] 県、全市町村整備		

施策項目 35 災害時の応援協定の締結

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害応急対策の実施に係る応援協定を維持するとともに、必要な分野における新規の協定締結を促進する。	危機管理局（危機管理政策課） 生活環境部（くらしの安心推進課）	県、市町村、事業者
◆指標：応援協定締結事業者数 [現況] 167事業者（生活関連物資の調達69、帰宅困難者支援8、放送要請15ほか） [目標] 現状の維持		

(11) 消防力の充実

施策項目 37 消防設備の整備（消防団）

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各市町村の消防体制に応じて、消防団の機械整備を整備する。	危機管理局（消防防災課）	市町村

施策項目 38 常備消防の充実強化

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各消防局に必要な人員を確保するとともに、機械整備等の機能強化を図る。	危機管理局（消防防災課）	市町村（広域）

(12) 医療・救急体制の確立

施策項目 40 救急搬送体制の確立

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・救急救命士を確保するとともに、研修等により資質の向上を図る。 ・救急自動車を計画的に高規格のものに更新する。 ・ドクターヘリ、医師搭乗型消防防災ヘリの運用体制の維持・充実を図る。	福祉保健部（医療政策課） 危機管理局（消防防災課）	市町村（広域）
◆指標：救急搬送体制の構築状況 [現況] 救急救命士数 203人、高規格救急自動車 33台（救急自動車総数 33台） [目標] 救急救命士数 200人、高規格救急自動車 33台		

(13) 輸送・通信手段の確保

施策項目 4 1 救援物資の輸送手段の確立		
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・災害時にトラック、バス、鉄道等で必要な物資輸送が行える体制を確保する。</p> <p>(主な取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県、市町村が保有するトラックの災害時利用の指定 2. 鳥取県トラック協会との緊急輸送協定の継続、バス・鉄道事業者との連携体制の構築 3. 物流拠点(隣県の拠点を含む)の運用体制を設置者と調整し確立する 4. 物流オペレーションマニュアルに基づく物流拠点等利用訓練の実施 	危機管理局(危機管理政策課)	県、市町村、事業者

施策項目 4 2 ヘリによる輸送体制の整備		
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・国交省等とも新たな協定を締結し、ヘリ輸送の補完体制を整える。・孤立するおそれのある集落における臨時離着陸場等の確保を図る。</p>	防災局(消防防災課)	県

(14) 被災者の生活環境の整備

施策項目 4 8 応急給水体制の整備		
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・給水計画を策定し、給水拠点施設の整備・管理を行うとともに、県民への広報体制を整える。</p>	危機管理局(危機管理政策課)	市町村
<p>◆指標：給水車台数（市町村）、給水拠点設置数（市町村） [現況] 給水車：約14台、給水拠点設置数：約65箇所 [目標] 現状の維持</p>		

施策項目49 トイレ・下水処理体制の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・避難所等の状況などに応じたトイレ対策を検討する。 （主な取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮設トイレ及び簡易トイレを備蓄する。また、避難所の快適なトイレの環境を確保するため、その機能の向上に努める。 2. 災害時のトイレ調達協定の締結事業者を確保する。 3. 協定に基づく調達の実効性の向上のための訓練実施 	<p>危機管理局（危機管理政策課） 生活環境部（くらしの安心推進課）</p>	<p>県、市町村</p>
<p>◆指標：災害用トイレの備蓄数（県）、協定締結数（県） [現況] 仮設トイレ：47、簡易トイレ：1,014、 災害時の仮設トイレ・簡易トイレの調達に関する協定締結：6事業者 [目標] 仮設トイレ、簡易トイレ：「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定める備蓄数量の達成および維持、トイレ調達協定締結事業者数の維持</p>		

施策項目50 遺体処理

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・必要な火葬処理能力を維持するとともに、遺体安置所の確保に努める。</p>	<p>生活環境部（くらしの安心推進課）</p>	<p>市町村</p>
<p>◆指標：火葬場処理能力 [現況] 火葬場処理能力：1日最大可能火葬数80体（県内） [目標] 最大可能火葬数の現状維持</p>		

(15) 被災者の保健福祉対策

施策項目51 被災者の健康管理・メンタルケア対策

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・災害時の被災者ケアに必要な保健師等を確保するとともに、研修等を通じてメンタルケア等のスキル向上を図る。</p>	<p>福祉保健部（福祉保健課）</p>	<p>県、市町村</p>

(16) 被災者に対する生活支援

施策項目52 災害ボランティア受入体制の整備

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
<p>・社会福祉協議会（以下、「社協」という。）におけるボランティア活動マニュアルの策定、災害ボランティアに係る研修会、ボランティア受入訓練等を推進する。</p>	<p>福祉保健部（福祉保健課）</p>	<p>事業者（社協）</p>
<p>◆指標：活動支援マニュアルの作成社協数 [現況] 13社協 [目標] 全社協（19社協）</p>		

施策項目54 被災者用住宅の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・目標提供戸数に応じた建設可能地を市町村で把握するとともに、公営住宅の空家を仮設住宅として有効活用する。	生活環境部 (住まいまちづくり課)	県、市町村

3 速やかな復旧に向けた対応（復旧対策）

(17) 生活基盤の迅速な復旧

施策項目56 瓦礫の処理

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・平成30年4月に策定した鳥取県災害廃棄物処理計画に準拠した市町村等（一部事務組合等における策定も含む）の災害廃棄物処理計画の策定を推進する。	生活環境部(循環型社会推進課)	市町村
<p>◆指標：災害廃棄物処理計画を策定する市町村等の割合 [現況] 調整中（計画を市町村単位で策定するか、一部事務組合でまとめて策定するか協議中のところがあるため） [目標] 100%</p>		

施策項目57 ライフライン（水道、電気、ガス、電話）の復旧要員の確保

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・現状の復旧応援体制を維持するとともに、必要に応じて体制の見直しを行う。	生活環境部 (水環境保全課) 危機管理局(危機管理政策課)	市町村、事業者

(19) 地域の創造的復興

施策項目61 震災復興計画の作成

取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・平成12年に発生した鳥取西部地震の復興対策データ、他県復興マニュアル等を参考に震災復興計画を作成する。	危機管理局(危機管理局)	市町村、事業者

VI 自助・共助・公助の施策体系

鳥取県震災対策アクションプランは、県が率先して推進するものであるが、「Ⅴ 減災目標を達成するための対策」に掲げた各施策項目において「実施主体」として示したように、県内市町村のほか、県民や事業者などの積極的な取り組みも必要とされるものである。

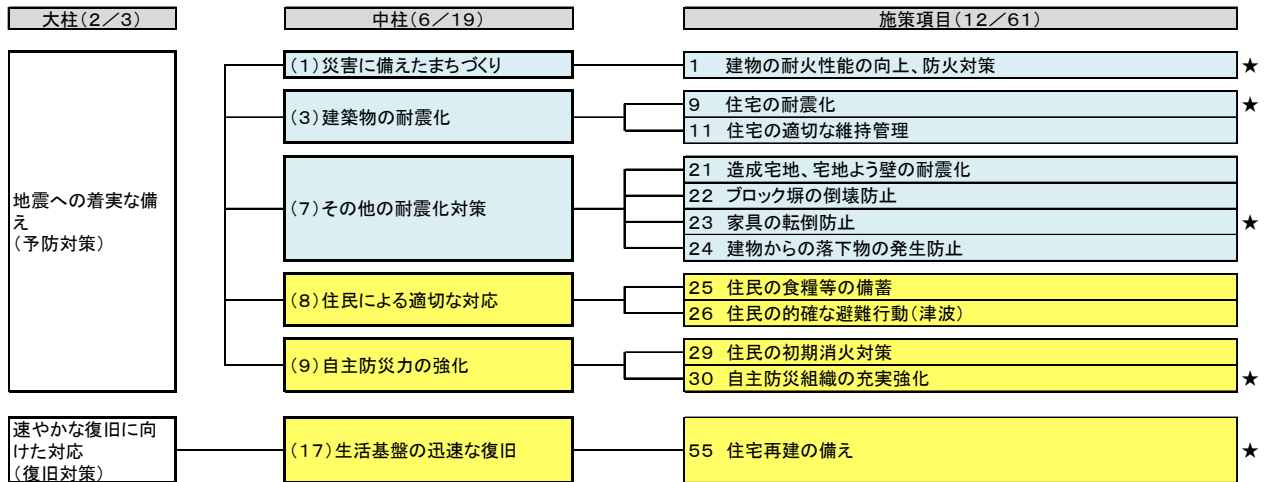
地震に対して安全・安心を確保するためには、行政（県・市町村）による震災対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、県民や事業者が自ら取り組む「自助」、地域の住民や事業者が力を合わせて助け合う「共助」の取り組み、さらにはこれらの連携が不可欠である。

ここでは、Ⅴに示した施策体系に基づき、県民や事業者による「自助・共助」、また、市町村及び消防局、さらに県による「公助」に関する施策を網羅して体系を整理した。様々な主体が実施する震災対策を一覧にして示してあるので、各自がそれぞれの役割についての理解を深め、積極的な取り組みを進めていただきたい。

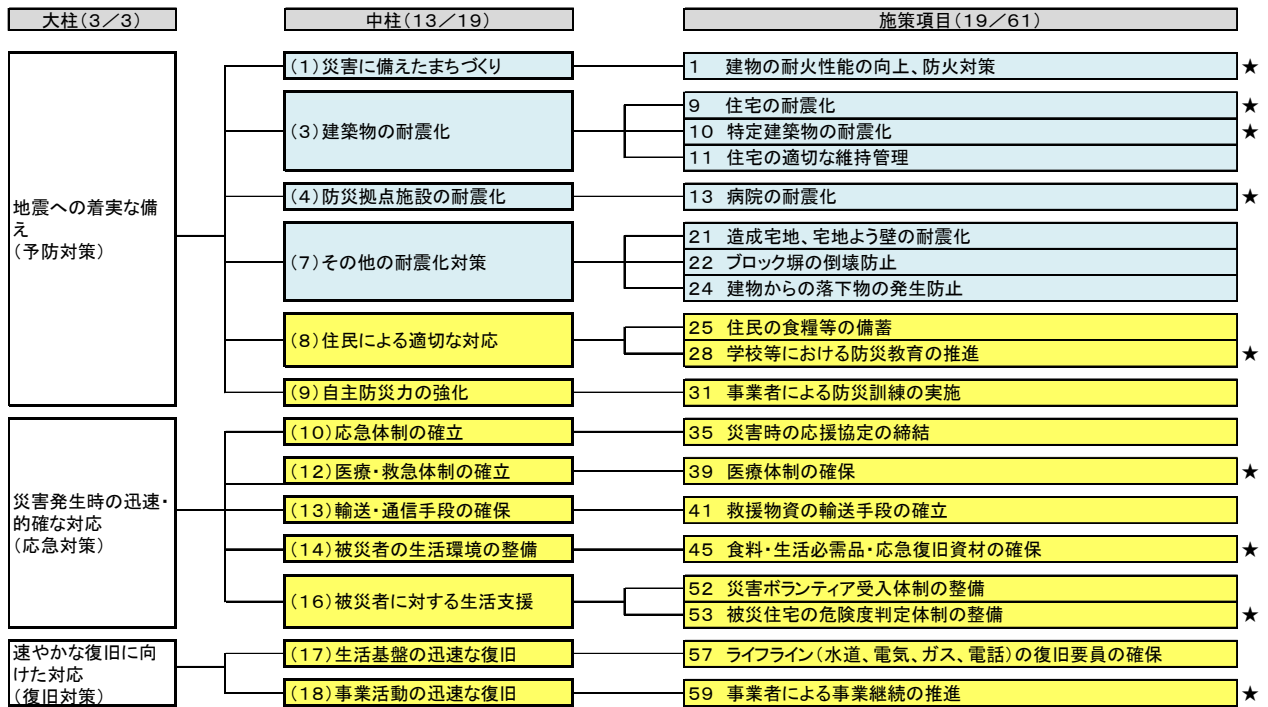


自助・共助・公助による災害被害軽減の模式図
出典：平成20年版防災白書（内閣府）所収の図に加筆

● 県民の「自助・共助」に関する施策体系

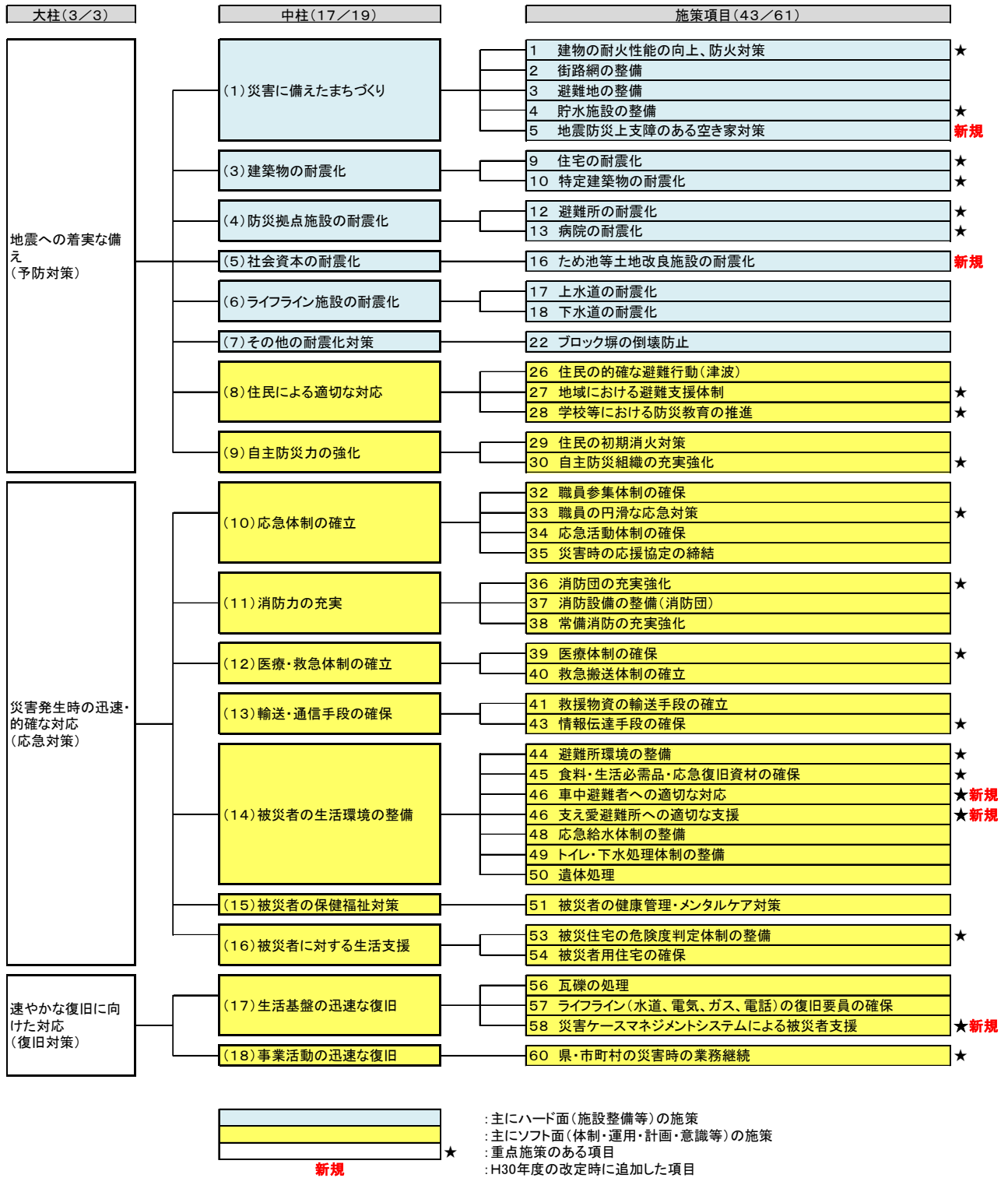


● 事業者の「自助・共助」に関する施策体系



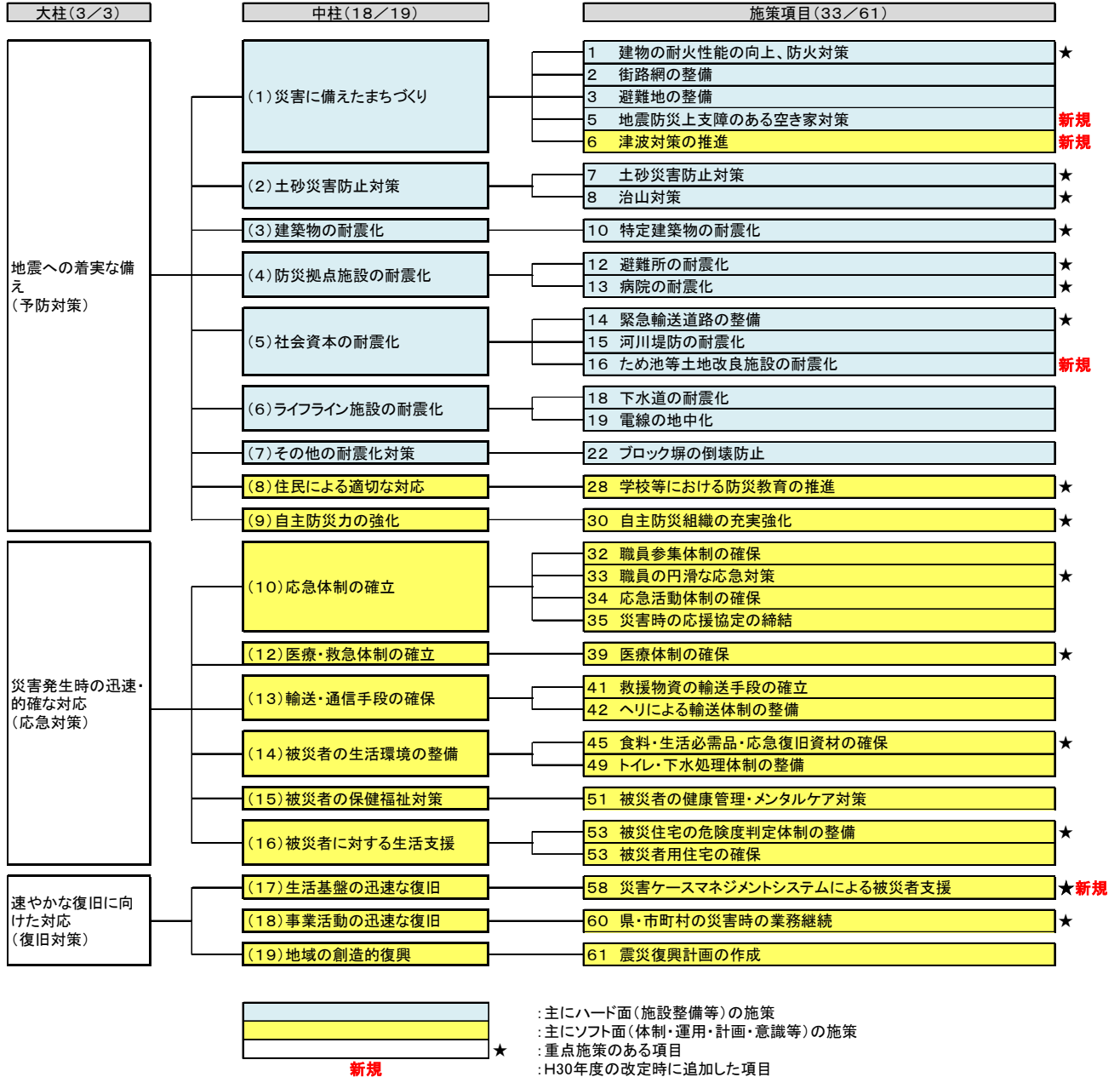
:主にハード面(施設整備等)の施策
 :主にソフト面(体制・運用・計画・意識等)の施策
 ★ :重点施策のある項目

● 市町村及び消防局の「公助」に関する施策体系



● 県の「公助」に関する施策体系

県は、自らが実施主体となる下記施策項目に精力的に取り組む。また、県の直接的な関与の度合いが小さいその他の施策項目についても、県民、事業者、市町村等の取り組みを全般的に支援する。



VII 震災関連死をなくすための施策

震災関連死には様々な原因が関係していることが考えられるが、大きく分けて次の3つが挙げられる。

- ・地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担
- ・避難所等での生活による肉体的・精神的負担
- ・医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）

震災関連死は事前の対策や発生後の取組によりなくすことができるものであり、鳥取県では震災関連死ゼロを目指す。

施策別の定量的効果を想定することは難しいが、震災関連死の低減につながる可能性のある取組について、以下のとおり取りまとめた。

複数の施策を重疊的に行うことにより、相乗的な効果が期待できると考えられる。

●アクションプランにおける施策項目と減災効果の可能性

中柱 コード	項目 番号	施策項目	関連死原因別効果			
			1:地震 ショック	2:避難生活	3:治療遅れ ・悪化	4:ライフライン 途絶
8	25	住民の食料等の備蓄		△		△
8	27	地域における避難支援体制	△	△	△	
12	39	医療体制の確保			○	
12	40	救急搬送体制の確立			○	
13	41	救援物資の輸送手段の確立				△
13	42	ヘリによる輸送体制の整備				△
14	44	避難所環境の整備	○	○	△	△
14	45	食料・生活必需品・応急復旧資材の確保		△		△
14	46	車中避難者への適切な対応	△	○	△	
14	47	支え愛避難所への適切な支援	○	○		
14	48	応急給水体制の整備		△		△
14	49	トイレ・下水処理体制の整備		△		△
15	51	被災者の健康管理・メンタルケア対策	△	△	△	
16	52	災害ボランティア受け入れ体制の整備	△	△		
17	57	ライフラインの復旧要員の確保				○
17	58	災害ケースマネジメントシステムによる被災者支援	△	○		

項目番号の太斜字は重点施策

効果の大きいものを「○」、間接的な効果の可能性等があるものを「△」と表記

関連死原因

- 1 地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担
- 2 避難所等生活の肉体的・精神的負担
- 3 医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）
- 4 電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担

【参考】鳥取県中部地震における震災関連死ゼロを目指した取り組み

(1) 安全な避難生活・在宅生活に向けての取り組み

ア 避難者の健康管理、避難所の環境整備

- ・県内外からの保健師派遣チームによる避難所巡回の実施。
- ・鳥取県医療救護班（鳥取県医師会（中部医師会）、鳥取県看護協会、鳥取県歯科医師会）が避難所巡回診察や避難所への災害支援ナースの派遣による避難者の健康管理等を実施。
- ・県が避難生活の留意点やエコノミークラス症候群の予防啓発などのチラシを市町を通じて避難所に配布。
- ・鳥取県感染制御地域支援ネットワークの有志による感染症対策チームが感染症や食中毒予防のための保健指導や環境整備を実施。
- ・鳥取看護大学の教職員と学生が、倉吉市役所や避難所となった成徳小学校で「まちの保健室」を開設し、被災者に血圧の測定や手洗いの励行など感染症への注意を呼びかけたり、避難所を訪問し、健康状況の調査やエコノミークラス症候群にならないようアドバイスを実施。
- ・災害時における物資供給に関する協定書に基づき、県が日段（株）に避難所運営物資（間仕切り用段ボール、段ボールベッド）の製造供給を依頼して、要望のあった市町村に配布。

イ 在宅要支援者への支援

- ・県内外からの保健師派遣チームが在宅の要支援者（高齢者、障がい児・者、妊産婦、新生児等）を訪問して把握したハイリスク者を市町保健師が継続的にフォロー。

ウ 温泉施設の無料提供

- ・避難生活で疲労の蓄積している避難所宿泊者を県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携し、温泉旅館・ホテル（はわい温泉・東郷温泉・三朝温泉・関金温泉）で宿泊又は日帰り入浴サービスを無料で提供することとした。11月2日に各避難所に利用券を配布し、11月4日から利用開始。

(2) 住宅政策

ア 公営住宅や借上住宅、職員住宅の提供

- ・県と倉吉市建築住宅課が連携して避難所を訪問し、避難者の住宅状況の確認、県の住宅支援の概要紹介等を実施。（11月11日・17日）
- ・「居住していた持ち家が全壊・大規模半壊・半壊であって解体することを余儀なくされた」「居住していた民間賃貸住宅の貸主が修繕を断念する等賃貸借契約が解除された」等の世帯（者）へ県営住宅、県職員住宅、国職員宿舎を提供。

イ 住宅の迅速な修理

- ・中部総合事務所2号館に「被災建物修繕等総合相談窓口」開設。
- ・業界団体を通じた住宅修繕相談のフローについて広報。窓口で、修繕に係るアドバイス、事業者団体を通じた修繕事業者の紹介等を実施。

(3) 災害ケースマネジメント

災害ケースマネジメントの導入により、各市町や関係者と連携して被災者一人ひとりの事情に応じた生活復興支援を行うこととし、今後の新たな災害復興支援でも取り組めるよう平成30年4月には鳥取県防災危機管理に関する基本条例を改正し恒久制度化した。

被災から2年が経過してなお屋根のブルーシートがなかなか取れないなど個別のケアが必要な世帯に対して、各市町やボランティア団体、建設業関係団体等の協力を得て、屋根の修繕に取り組んでいる。

平成30年10月末現在で、268の家屋にブルーシートが残っているが、そのうち住家については144であり、平成31年度に屋根修繕支援施策を拡充し、これらの世帯を支援することで、鳥取県中部地震からの復興の総仕上げを図ることとした。